

福島県再生可能エネルギー導入推進連絡会設置要綱

(設置)

第1条 本県における再生可能エネルギーの推進を戦略的に展開していくため、産学民官の連携の下、「福島県再生可能エネルギー導入推進連絡会」(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、次の事項について協議し、必要に応じ、福島県に対して、助言、提案等を行うものとする。

- (1) 再生可能エネルギーの推進に関すること。
- (2) その他上記以外の必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会は、産業関係者、学識経験者、地域づくり実践者、行政関係者等(以下「有識者」という。)の中から、知事が委嘱する委員で構成する。

2 委員の任期は、委嘱した日から当該年度の3月31日までとする。ただし、その再任を妨げない。

(会長)

第4条 連絡会に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、必要があると認めるときは委員以外の者を連絡会に出席させ、意見又は資料の提出を求めることができる。

(連絡会)

第5条 会長は、会議を招集し、これを主宰する。

2 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(専門部会)

第6条 連絡会に、会議の協議事項に関し、詳細な検討を行う専門部会を置く。

2 専門部会は、委員の中から希望するもの及び有識者の中から知事が委嘱する専門部会員で構成する。

3 専門部会には部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、専門部会を総括し、また、必要に応じて専門部会を招集し、これを主宰する。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は、福島県企画調整部エネルギー課内において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月17日から施行する。

福島県地域新エネルギー詳細ビジョン策定検討委員会設置要綱は廃止する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年7月8日から施行する。

福島県新エネルギー導入推進連絡会設置要綱は廃止する。

この要綱は、平成23年9月6日から施行する。

福島県新エネルギー詳細ビジョン策定委員会設置要綱は廃止する。